

令和 8 年門真市教育委員会第 3 回定例会

開催日時 令和 8 年 3 月 24 日（火）午後 2 時

開催場所 本館 4 階 委員会室

議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 承認第 2 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 8 年度門真市立学校管理職人事について) |
| 日程第 4 | 議案第 13 号 令和 7 年度中学生チャレンジテスト（1・2 年生）結果の公表について |
| 日程第 5 | 議案第 14 号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について |
| 日程第 6 | 議案第 15 号 門真市立学校教職員安全衛生管理規則の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 16 号 門真市教育委員会公告式規則の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 17 号 門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 18 号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について |
| 日程第 10 | 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項第 1 号に係る報告 |
| 日程第 11 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 11 まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
------	--------

教育部教育監	峯松	大輔
教育部次長	大倉	善充
教育部総括参事	高山	拓也
教育部教育総務課長	十河	大輔
教育部教育企画課長	渡辺	廣大
教育部学校教育課長	太田	雅貴
教育部学校教育課参事	向井	祐樹
教育部学校教育課参事 兼 教育センター長	岡田	和樹
こども部保育幼稚園課長	竹田	晶則

八木下教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 満永 誠一 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 ・ 第10 非公開案件について

日程第 3 承認第 2 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 8 年度門真市立学校管理職人事について)

八木下教育長より、本件は、人事に関する案件であり、秘匿にする必要があるので、非公開にて会議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承。

日程第10 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4

条第 1 項に係る報告

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要があるので、非公開にて会議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承。

承認第 1 号及び報告案件は続けて非公開にて会議を行うこととした。

日程第 3

承認第 2 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 8 年度門真市立学校管理職人事について)

説明者 水野教育部長

[議事録 省略]

[全委員異議なく、承認]

時間 午後 2 時02分から午後 2 時08分まで

日程第10

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4
条第 1 項に係る報告

報告者 太田学校教育課長

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 2 時08分から午後 2 時09分まで

日程第 4

議案第13号 令和 7 年度中学生チャレンジテスト (1・2 年生)
結果の公表について

説明者 岡田学校教育課参事

議案書 4 ページ及び別添カラー刷り資料をご覧ください。 1 月

14日に実施されました、大阪府中学生チャレンジテスト（１・２年生）の結果概要が、２月27日に大阪府より公表されました。これを受け、本市におきましても市民の皆さまに結果をお知らせするため、公表を行いたいと考えております。公表内容につきましては、別添のカラー刷り資料をご覧ください。

まず、１枚目は中学校１年生の結果でございます。表面には、調査の概要、調査結果の概要、国語・数学・英語の平均得点、平均点を活用した対府比の経年比較による異集団のグラフ、さらに成果と課題、今後の取組を掲載しております。裏面には、生徒アンケート調査11項目の結果をまとめております。続いて、２枚目は中学校２年生の結果でございます。表面には、調査の概要、調査結果の概要、国語・社会・数学・理科・英語の平均得点、対府比の経年比較による異集団および同一集団のグラフ、今後の取組を掲載しております。裏面には、１年生と同様、生徒アンケート調査11項目の結果を掲載しております。

公表につきましては、本日ご議決をいただけたら、門真市ホームページに掲載したいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

日程第５

議案第14号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

説明者 渡辺教育企画課長

議案書５ページをご覧ください。本件は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育情報セキュリティポリシーを改定し、サイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるものでございます。

まず、本方針策定の趣旨や概要についてご説明します。今回、本方針の策定が必要となる背景としましては、昨今、国・地方公共団体・民間企業・住民の間のネットワークを通じた相互接続がますます進展していることに伴い、一つの地方公共団体の情報セキュリティ対策の不備や不適切なシステム利用が、他の地方公共団体や国の機関等の情報セキュリティにも脅威となり、その安全性や信頼性に影響を与える蓋然性が高くなっていることから、地

方自治法に、サイバーセキュリティの確保に関する規定が整備されました。従来、サイバーセキュリティや情報システムに関しては、法的な規定はなく、総務省の技術的助言として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を示すとともに、各地方公共団体はこれを踏まえ、個々の判断でセキュリティポリシーを定めています。教育委員会におきましては、総務省とは別に文部科学省が、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を示しており、地方公共団体の教育委員会は、これを踏まえ個々の判断でセキュリティポリシーを定めています。今回の改正により、個々の判断ではなくサイバーセキュリティの確保に関して、法の規定に基づく措置を講じることが必須となりました。自治法上の策定の主体は、執行機関となっており、教育委員会も執行機関として対応が必要になります。

次に、国が示す策定の考え方としまして、すでに、地方公共団体における執行機関が情報セキュリティポリシーを策定している場合は、既存のセキュリティポリシーの基本方針について、総務大臣指針を十分に踏まえて必要に応じて見直したものをもち、自治法上の方針に位置付けることも可能であり、その際には公表が必要とされております。これを受けまして、本市教育委員会としましては、令和5年3月に策定し、現在運用しております既存の門真市教育情報セキュリティポリシーに必要な修正を加えた上で、本方針として位置付け公表することとしたものです。

必要な修正の内容としましては、大きく2点あり、1点目が現行の門真市教育情報セキュリティポリシーは基本方針と対策基準という2章立ての構成になっており、今回策定と公表が義務付けられる対象が「基本方針」のみとなることから、2章立ての構成から、それぞれ別の文書として再構成するものです。2点目は、本基本方針は、市長や議会でも策定されることとなります。教育委員会独自となる内容や表現は一定必要なものの、市長や議会が策定する方針の内容との整合を図るために、構成の変更や文言整理を行っております。ご覧いただいております別紙議案第14号に関する資料をご参照願います。本資料は、これら必要な修正を加えた後の、今回公表対象となる基本方針です。

それでは、次に、方針の内容についてご説明します。1ページから2ページでは、項目1として目的、項目2では教育情報セキュリティポリシーの構成と位置付け、項目3では、用語の定義を

定めております。令和２年度のＧＩＧＡスクール構想推進事業、令和６年度の教育ＩＣＴ整備事業によって、門真市教育委員会及び学校におけるシステム整備はインターネット接続やクラウドを前提とした利便性の高いシステムを構築してきました。一方で、高度なセキュリティ対策を必須とすることなどについて言及しております。

次に、３ページから４ページでは、項目４において、本方針が対象として想定する脅威の内容について、項目５では、これらの脅威から情報資産を保護するためのセキュリティ対策について、項目６では、適用範囲について規定しております。なお、適用範囲に関しまして、従来運用しております「門真市教育情報セキュリティポリシー」は、主にパソコン等の情報システムを取り扱う教育委員会事務局の職員、学校に勤務する教職員を対象としておりますが、今回の自治法の規定に基づく方針は、対象範囲が教育委員会となり、教育委員の皆様も適用の対象となります。教育委員の皆様が、情報システムを直接利用することは多くないと思いますが、事務局とのやり取りなど、情報資産を取り扱う際には、本基本方針の適用対象となる事をご承知おきください。

５ページから６ページでは、項目７、管理体制、項目８、順守義務、項目９、監査の実施、項目１０、違反に対する措置、項目１１、セキュリティポリシーの評価・見直し、項目１２情報セキュリティ対策基準の策定、項目１３、情報セキュリティ実施手順の策定について、それぞれ規定しております。なお、項目１２、項目１３に規定する情報セキュリティ対策基準及び実施手順については、現在運用しておりますものを、引き続き位置付けますので、新たな策定は必要ありません。

[全委員異議なく、可決]

日程第６

議案第15号 門真市立学校教職員安全衛生管理規則の制定について

説明者 向井学校教育課参事

議案書６ページをご覧ください。本議案につきましては、門真市立学校教職員安全衛生管理規則を制定するにあたり、議決をお

願いするものでございます。本規則については、令和8年度より義務教育学校が設立されることにより、常時勤務する府費負担教職員数が50人を超えるために、「衛生管理者」や「衛生委員会」等を設置するにあたり、新たに制定するものでございます。

7ページをご覧ください。規則の内容といたしまして、第1条で趣旨を説明し、第2条に定義、第3条に教育委員会及び校長の責務、第4条に教職員の責務を記載しております。また、第5条に衛生管理者、第6条に衛生推進者について記載し、学校ごとに選任するように制定しております。

続いて、8ページでございます。第7条には産業医について、第8条には衛生委員会の役割と構成等について記載しており、教職員の数が常時50人以上の学校ごとに衛生委員会を置くこととしております。あわせて、第9条には衛生委員会の委員の任期について、第10条には衛生委員会の委員長及び副委員長について記載しております。

続いて、9ページをご覧ください。第11条には衛生委員会の会議について、第12条には関係職員の出席等について、第13条には衛生委員会の庶務について記載しております。また、第14条には門真市立学校安全衛生協議会について記載しております。第15条には協議会の会長及び副会長について、第16条には準用について、また第17条に協議会の庶務についてそれぞれ記載しております。

最後に10ページ、第18条に細目を記載し、附則といたしまして、本規則は令和8年4月1日から施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第16号 門真市教育委員会公告式規則の一部改正について
説明者 十河教育総務課長

議案書11ページをご覧ください。本件につきましては、デジタル利活用による市民の利便性向上及び行政の業務効率化を推進するため、教育委員会に係る規則の公布及び規程の公表方法を見直すにつき、所要の改正を行うものであります。具体的には、市役所前の掲示場にて実施している規則等の公布について、原則として新たに市ホームページ上に設ける掲示場にて電子的に実施する

こととし、また、これを機に現在、直筆署名としている公布文等への署名について、記名による対応に変更するものであります。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日は、令和8年4月1日からとするものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

議案第17号 門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について
説明者 十河教育総務課長

議案書13ページをご覧ください。本件につきましては、門真市文書管理規程の一部改正に伴い、文書管理責任者及びファイル担当者の設置について、所要の改正を行うものであります。具体的には、文書管理責任者及びファイル担当者についてグループを置く課にあっては、それぞれグループごとに置くとしていたものを、文書管理責任者のみをグループごとに置くこととし、その役割を課長補佐等を以って充てること、また、ファイル担当者のみを課長が指名するとするものであります。併せて、本規程において課長補佐等の定義も定めております。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日は、令和8年4月1日からとするものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第9

議案第18号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について
説明者 十河教育総務課長

議案書16ページをご覧ください。本件につきましては、門真市附属機関に関する条例の一部改正に伴い、（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会を廃止するにつき、所要の改正を行うものであります。改正内容といたしましては、別表に定める「（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会」について、事業者の選定が

終了したことから、当該委員会の項を、削除するものであります。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日は、令和8年4月1日からとするものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第11

諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 損害賠償請求事件について

報告者 太田学校教育課長

門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和6年8月5日付けで、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起した件について、その後の状況についてご報告申し上げます。3月16日に、大阪地方裁判所にて弁論準備手続きが実施され、訴訟の争点及び証拠の整理が行われました。本市といたしましては、引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、次回期日は、5月26日を予定しております。

番号2 令和7年度末・令和8年度当初における教職員人事の概要について

報告者 向井学校教育課参事

諸報告資料1ページをご覧ください。まず、小学校についてであります。児童数でございますが、昨年より126名減少となっております。学級数の総数につきましては通常学級が10クラス減、支援学級が4クラス減となっております。教員基本定数は昨年から18名減、加配が7名増で、全体で11名の減となっております。加配関係の内訳につきましては、記載のとおりです。

次に、小学校の転入についてでございます。2ページをご覧ください。

ださい。新規採用教員については、大阪府教育委員会より12名の配当がありました。教員の市外からの転入については、地区外から1名、地区内からチャレンジ人事交流の戻りが1名の計2名の転入がございました。また、校種間異動で中学校から小学校に1名異動します。よって、転入教員の合計は管理職を含め22名となっております。

次に転出でございます。教諭の退職は6名でございます。退職の内訳といたしまして、普通退職が5名、暫定再任用の退職が1名でございます。また、定数内の講師の退職が30名となっております。市籍割愛により校長から1名、首席から1名を指導主事として登用します。市外への転出については、地区外へ1名、地区内ではチャレンジ人事交流の元市への戻りが1名の計2名の転出がございました。よって、転出教員の合計は管理職を含め45名となっております。

続いて中学校についてであります。3ページをご覧ください。生徒数は、昨年度より97名減少となっております。通常学級が1クラス増、支援学級は4クラス増となっております。教員数は基本定数で6名増、加配が3名増で、全体で9名増となっております。加配関係の内訳については記載のとおりです。

次に、中学校の転入についてでございます。4ページをご覧ください。新規採用教員は、大阪府教育委員会より19名の配当がございました。教員の市外からの転入については、地区外から1名、地区内からNEXTチャレンジ人事交流の新規が1名の計2名の転入がございました。また、校種間異動で小学校から中学校に1名異動します。暫定再任用教員については1名配置いたします。よって、転入教員の合計は管理職を含め28名となっております。

次に転出でございます。教諭の退職は2名でございます。内訳といたしましては、普通退職が1名、暫定再任用の退職が1名でございます。定数内講師の退職は45名でございます。また、市籍割愛により、教諭から1名を指導主事として登用します。市外への転出については、地区外へ2名、地区内ではNEXTチャレンジ人事交流の新規が1名の転出がございました。よって、転出教員の合計は管理職を含め53名となっております。

5ページには、その他の職種及び被辞令交付者についての状況を記載しております。

最後に、6ページの長期滞留者の異動につきましては、現在、

産休・育児休業を取得している者を除いて、全員異動となっております。

番号3 令和8年度中学生チャレンジテストの参加について
報告者 岡田学校教育課参事

諸報告資料7ページからをご覧ください。まず、本テストの目的は4点あり、(1)大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。加えて、テスト結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。(2)市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。(3)学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。(4)生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。」ことと示されております。対象は、中学校及び義務教育学校後期課程の1年生から3年生の全生徒となっております。実施日は、第1学年・第2学年が令和9年1月13日(水)、第3学年が令和8年9月2日(水)となっております。テスト内容につきましては、第1学年で、国語・数学・英語、第2学年及び第3学年で、国語・社会・数学・理科・英語とします。また、生徒に対するアンケートを実施することとなっております。教育委員会事務局といたしましては、以上の実施要領にもとづき、子ども達一人ひとりの学力向上や教育施策の充実を図るために、本テストを活用したいと考えております。

番号4 門真市幼保小の架け橋期カリキュラムの策定について
報告者 竹田保育幼稚園課長

本件につきましては、架け橋期の子どもの発達を連続的に支援し、学びと生活の基盤を地域全体で整えていくため、「門真市幼保小の架け橋期カリキュラム」を策定したものであります。本カ

リキュラムの策定にあたりましては、令和7年度に学識経験者、私立の幼稚園、保育園団体の代表者、公立のこども園の園長、門真市立小中学校長会の代表者、こども部及び教育部の部長で構成される門真市幼児教育振興検討委員会を合計3回開催し、カリキュラムの内容について、それぞれの専門的な見地から熱心にご議論をいただき、そこで出されたご意見を十分に踏まえたものとしております。なお、諸報告資料30ページにありますとおり、8年2月19日付けで同検討委員会より、本カリキュラムについて適当であるとの答申を受けております。

次に、諸報告資料「門真市幼保小の架け橋期カリキュラム」をご覧ください。まず、目次をご覧ください。本カリキュラムの構成であります。6つの章立て、「門真市幼保小の架け橋期カリキュラム（基本版）」及び参考資料の構成で記載をいたしております。

1ページをご覧ください。「1. はじめに」というところで、背景と基本的な考え方を述べております。

次に2ページをご覧ください。「2. 門真市の教育」というところで、門真市の教育の方向性と就学前教育・保育との関連性について述べております。

次に、3ページから5ページをご覧ください。「3. 幼保小の架け橋プログラムとは」というところで、幼保小の架け橋プログラムの概要を国の手引きなどから参考に作成して記載しております。

次に、6ページから9ページをご覧ください。「4. 3つの資質・能力」及び「5. 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」と「小学校で育ってほしい姿」の関係」というところで、平成30年3月に策定した「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」において、重視している「3つの資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を本カリキュラムにおいても重視するため、当該部分について抜粋して記載しております。

次に、10ページをご覧ください。「6. 架け橋期カリキュラムの作成にあたって」というところで、小中一貫教育との接続として、中学校卒業までを見据えた連続的な学びの基盤を構築することを目的とすること、「3つの資質・能力」と「10の姿」を共通の目標として活用すること、及び中学校区単位を一つの単位としてカリキュラムを作成していくことを述べております。

次に、11ページをご覧ください。上段には、先ほどご説明いたしました「3つの資質・能力」及び「育ってほしい10の姿」を示しており、本カリキュラム策定におきましても引き続き共通の視点としたいと考えております。時期について、「架け橋期」の「5歳児から小学校1年生の2年間」を中央に示しておりますが、年長児に入る前の3歳児から就学後の小学校2年生までどうつながっているかの緩やかな育ちの連続性のイメージを共有するために、3、4歳児、小学校2年生についても記載しています。育ってほしいこどもの姿について、上段に記載の3つの資質・能力を重点として、「育ってほしい10の姿」から「就学前教育・保育共通カリキュラム」を参考に基本としていきたいところを記載しております。

主な活動と行事につきましては、園や学校が実際に取り組んでいる行事や日常の保育・授業、小学校においては年間指導計画における各教科等の単元内容を記載しており、これらを関連づけて、カリキュラムを実生活に根ざした形で運用していくことを目指しています。配慮事項につきましては、国の手引きや「就学前教育・保育共通カリキュラム」を参考に基本としていきたいところを委員会の意見を反映し記載しております。連携の欄では、こども、職員、家庭・地域の基本的な幼保小の連携事項を示しております。これらの項目につきましては、各校区などの状況により特色を活かせるよう追記いただくことを想定しております。この基本版をもとに、各校区で架け橋期カリキュラムを作成し、中学校区ごとに園長・校長のリーダーシップのもと、園と学校の教職員が継続的に連携し、対話を重ねていく中で、実践し、振り返りと改善を繰り返し、実効性のあるカリキュラムへと深められていくことを期待しております。また、市としても、幼保小中合同研修会などを通して、カリキュラムの実践的活用を後押ししていきたいと考えております。

次に、12ページから30ページまでは、参考資料を記載しており、12ページから27ページでは、幼保小の架け橋プログラムについて学び、幼保小中が連携し就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ることを目的として実施いたしました「幼保小中合同研修会の実施報告」、28ページでは「門真市幼児教育振興検討委員会委員名簿」、29ページから30ページでは「諮問書」及び「答申書」を掲載しております。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後 2 時40分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 満永 誠一